

# 岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

## 落札者決定基準

平成 23 年 5 月 24 日

岡山市

## 目 次

第1 本書の位置づけ .....	1
第2 事業者選定の手順 .....	2
第3 入札参加表明書の確認 .....	3
第4 技術提案書の審査 .....	3
第5 提案審査 .....	3
第6 落札者の決定 .....	9

## 第1 本書の位置づけ

この落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、岡山市（以下「市」という。）が西部リサイクルプラザ整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するにあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価及び選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 第2 事業者選定の手順

本事業における事業者選定は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱（平成20年市告示第223号）に基づき、次の手順で実施する。

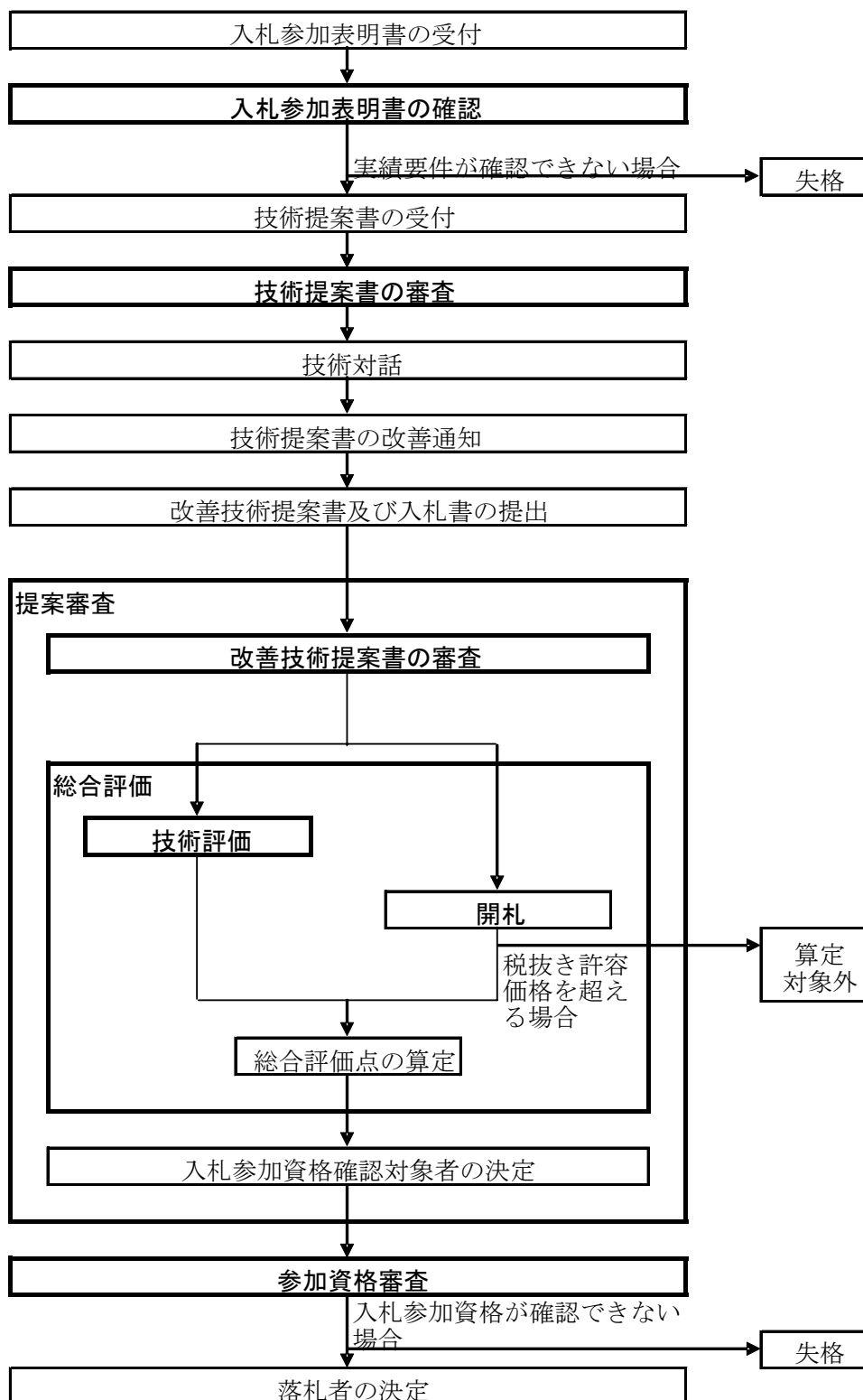


図1 事業者の募集・選定の手順

### 第3 入札参加表明書の確認

市は、入札参加者から提出された入札参加表明書より、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件のうち、実績要件について確認する。確認できない場合は失格とする。

### 第4 技術提案書の審査

市は、入札参加表明の確認を認められた入札参加者から提出された技術提案書より、要求水準書に示す要求水準を全て満たしていることを確認する。なお、技術提案書の改善が必要な場合は、技術対話にて改善を求めるものとする。

### 第5 提案審査

#### 1 改善技術提案書の審査

市は、入札参加者から提出された改善技術提案書に記載された内容が、表1に示す必須項目を満たしていることを確認する。

改善技術提案書に記載された内容から確認する必須項目は、次のとおりである。

表1 必須項目

内 容
要求水準書の要求水準について違反の無いこと
入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと

#### 2 総合評価

##### (1) 総合評価の評価項目と配点

本事業は、設計・建設、運営の各業務を事業者に一括して性能発注することで、各業務を通じた包括的な創意工夫が発揮され、より効率的かつ機能的なサービスの提供を求めるものである。したがって、入札価格のほか、設計・建設、運営等の提案内容、市の要求水準との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する。

表2に示す評価項目及び配点については、市が本事業に対して事業者の創意工夫の導出を期待する度合いを勘案して設定したもので、評価項目として定めた事項は市が事業者の創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

なお、事業者は、評価項目に係る提案を行うにあたり様式集に示す様式第8号-1を用いて事業全体の基本的な考え方を示すものとする。

表2 総合評価の評価項目と配点

評価項目	配点	主たる対応様式
1) 設計・建設業務に関する事項	<b>13点</b>	—
① 安定・経済運転、性能	3点	第9号-1
② 事故・災害対策	2点	第9号-2
③ 環境対策	1点	第9号-3
④ 省エネルギー、次世代エネルギー「見える化」	3点	第9号-4
⑤ 一般持込者対応	3点	第9号-5
⑥ 来場者啓発対応	1点	第9号-6
2) 運營業務に関する事項	<b>16点</b>	—
① 受付管理	3点	第10号-1
② 運転管理	4点	第10号-2
③ 維持管理	2点	第10号-3
④ 環境管理	2点	第10号-4
⑤ 啓発	3点	第10号-5
⑥ 情報管理・関連	2点	第10号-6
3) 事業計画に関する事項	<b>11点</b>	—
① 実施体制	2点	第11号-1
② 財務の健全性と安定性の確保	3点	第11号-2、第11号-5～9
③ リスク管理	2点	第11号-3
④ 地域の活性化	4点	第11号-4
4) 入札価格に関する事項	<b>60点</b>	—
① 入札価格	60点	第14号
合 計	<b>100点</b>	—

(2) 技術評価点の算定

市は、第5-1の審査を通過した改善技術提案書について、表3に示す評価項目ごとに評価を行う。

市は、技術評価の評価結果に基づき、表4に示す5段階評価による得点化方法により技術評価点を算定する。

表3 技術評価の評価項目と評価ポイント

評価項目	配点	評価ポイント
1) 設計・建設業務に関する事項	13点	—
① 安定・経済運転、性能	3点	<p>ア 受入・貯留、保管について、省スペース化等の優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 機器の余裕について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 設備運転の自動化について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ 機器の選定、システム構成について、優れた提案がなされているか。</p> <p>オ 土木・建築物の品質について、優れた提案がなされているか。</p> <p>カ その他安定・経済運転、性能について、優れた提案がなされているか。</p>
② 事故・災害対策	2点	<p>ア 火災・爆発対策について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 破砕機点検作業の安全性について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 地震対策について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ 降雨対策について、優れた提案がなされているか。</p> <p>オ その他災害対策について、優れた提案がなされているか。</p>
③ 環境対策	1点	<p>ア 施設機能としての作業環境保全について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 環境配慮について、低騒音・低振動機器の採用等、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 工事期間中の周辺環境対策について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ その他環境対策について、優れた提案がなされているか。</p>
④ 省エネルギー、次世代エネルギー「見える化」	3点	<p>ア 太陽光発電システムについて、電力量、有効利用等、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 省エネルギー対策について、省エネルギー型機器の選定等、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ その他省エネルギー、次世代エネルギー「見える化」について、優れた提案がなされているか。</p>

評価項目		配点	評価ポイント
⑤ 一般持込者対応	3点	<p>ア 持ち込み場所（家庭系粗大・資源化物回収所）の位置（搬入車両との動線分離）、施設出入口の位置について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 回収所における一般持込者への啓発について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ その他一般持込者対応について、優れた提案がなされているか。</p>	
⑥ 来場者啓発対応	1点	<p>ア 搬入車両との動線分離、施設出入口の位置について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 啓発設備構成（ハード面）について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ その他来場者啓発対応について、優れた提案がなされているか。</p>	
2) 運営業務に関する事項		16点	—
① 受付管理	3点	<p>ア 家庭系粗大・資源化物回収所での処理不適物の確認方法について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 家庭系粗大・資源化物回収所での市民への啓発方法（分別指導方法を含む）について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 敷地外に渋滞する場合の交通整理について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ その他受付管理業務について、優れた提案がなされているか。</p>	
② 運転管理	4点	<p>ア プラットホームにおける処理不適物の確認方法、搬入検査方法について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 重機類・車輛等の選定にあたって、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 資源化物等が純度・回収率・引取条件を満たさない場合の適正処理方法について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ 資源化物の売却単価向上について、優れた提案がなされているか。</p> <p>オ 搬入廃棄物及び搬出物の性状分析について、優れた提案がなされているか。</p> <p>カ その他運転管理業務について、優れた提案がなされているか。</p>	
③ 維持管理	2点	<p>ア 点検補修計画について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 事業期間終了時の引渡しの状態について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 利用者・見学者の安全確保について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ その他維持管理業務について、優れた提案がなされているか。</p>	



評価項目		配点	評価ポイント
④ 環境管理	2点	<p>ア 環境保全について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 作業環境保全について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ その他環境管理業務について、優れた提案がなされているか。</p>	
⑤ 啓発	3点	<p>ア 啓発業務の目標（要求水準書運營業務編 7.2 参照）達成に向けた啓発業務計画（具体的な啓発内容・メニュー・プログラム、調度品等）について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 見学者対応について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 次世代エネルギー「見える化」設備の市民への周知に関する提案がなされているか。</p> <p>エ その他啓発業務について、優れた提案がなされているか。</p>	
⑥ 情報管理・関連	2点	<p>ア 市への各業務の報告方法及び内容について、優れた提案がなされているか。</p> <p>イ 清掃について、優れた提案がなされているか。</p> <p>ウ 防火管理及び保安について、優れた提案がなされているか。</p> <p>エ 住民対応方法について、優れた提案がなされているか。</p> <p>オ その他情報管理及び関連業務について、優れた提案がなされているか。</p>	
3) 事業計画に関する事項		11点	—
① 実施体制	2点	<p>ア 本事業の業務実施の実施体制及び人員配置（配置人数、有資格者等）について、優れた提案がなされているか。</p>	
② 財務の健全性と安定性の確保	3点	<p>ア 資金計画に関して、財務の健全性及び安全性の確保について、優れた提案がなされているか。</p>	
③ リスク管理	2点	<p>ア 設計・建設期間における本事業のリスクについて、適切に把握し、有効な対策が具体的に提案されているか。（事業者間のリスク分担、バックアップ、予備品・消耗品の管理・調達の考え方、セルフモニタリングの考え方、保険の付保等）</p> <p>イ 運営期間における本事業のリスクについて、適切に把握し、有効な対策が具体的に提案されているか。（事業者間のリスク分担、バックアップ、予備品・消耗品の管理・調達の考え方、セルフモニタリングの考え方、保険の付保等）</p>	

評価項目	配点	評価ポイント
④ 地域の活性化	4点	ア 地域の企業等との協力・連携体制について、優れた提案がなされているか。 イ 地域の人材活用や資材調達について、優れた提案がなされているか。 ウ 障がい者雇用について、優れた提案がなされているか。 エ その他、地域の活性化について、優れた提案がなされているか。
合計	40点	—

表4 技術評価の評価項目の得点化方法

判断基準	評価	得点化方法
当該評価項目について特に秀でて優れている	A	配点×1.00
当該評価項目について秀でて優れている	B	配点×0.75
当該評価項目について優れている	C	配点×0.50
当該評価項目についてわずかに優れている点を認める	D	配点×0.25
当該評価項目について優れている点が認められない	E	配点×0.00

(3) 価格評価点の算定

1) 入札価格の確認

市は、開札を行い、入札書に記載された入札価格が税抜き許容価格の範囲内であることを確認する。なお、当該入札価格が税抜き許容価格を超える場合は算定対象外とする。

2) 入札価格の得点化方法

市は、上記1)の確認を通過した入札価格について、次の方法により価格評価点を算定する。

- ア 入札参加者中、入札書に記載された入札価格が最低である者を1位とし、配点の満点である60点を付与する。
- イ 他の入札参加者の得点は、最低となる入札価格と当該入札価格との差額を1点58,000,000円の割合で得点換算し、それを配点の満点から減じた点数を付与する。
- ウ 得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

価格評価点	=	60点	-	—	$\frac{\text{当該入札価格} - \text{最低入札価格}}{58,000,000 \text{円}}$
-------	---	-----	---	---	-------------------------------------------------------------

(算出例)

Aグループ： 入札価格 80 億円 (入札参加者中、最低の入札価格)  
価格評価点 60.00 点

Bグループ： 入札価格 82.5 億円  
価格評価点 55.69 点

60 点 - (82.5 億円 - 80 億円) / 0.58 億円  
= 55.69 点 (小数点第 3 位以下を四捨五入)

Cグループ： 入札価格 85 億円  
価格評価点 51.38 点

60 点 - (85 億円 - 80 億円) / 0.58 億円  
= 51.38 点 (小数点第 3 位以下を四捨五入)

#### (4) 総合評価点の算定

市は、技術評価点及び価格評価点の合計（総合評価点）を算定し、学識経験者の意見を聴取した上で、総合評価点が最も高い提案を行った入札参加者を入札参加資格確認対象者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、入札価格の低い方を入札参加資格確認対象者とし、入札価格も同一のときは、くじにより入札参加資格確認対象者を決定する。

## 第 6 落札者の決定

入札参加資格確認対象者となった者は、速やかに入札参加確認申請書等を市に提出する。市は、入札参加資格確認対象者より提出された入札参加資格確認申請書等について、参加資格審査を行う。

当該審査の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定し、入札参加資格確認結果を通知するとともに、速やかに公表する。なお、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価については、落札者との基本協定締結後に公表する。